

第9回 河南町協働のまちづくりを考える懇話会 議事録（要旨）

日時：平成25年5月22日（水）

18:00～19:50

場所：役場4階大会議室北

◆参加者

懇話会）浅岡保裕委員、笈俊彦委員、近藤雅美委員、佐々木希絵委員、杉本孝委員、
大門晶子委員、若生謙二座長
（50音順）
町） 森田総合政策部長、上野秘書企画課長、和田係長、大喜多主事

◆開会あいさつ

武田町長）昨年度から、河南町の協働のまちづくりを推進する条例制定のためにお集まりいただき、感謝している。河南町を含め多くの自治体が国立社会保障・人口問題研究所が予測した2040年までの将来推計人口においても人口減少ならびに高齢化の傾向を示していることから、町財政の制約や社会構造の変化に即した対応・まちづくりが求められる。

◆経過報告

若生座長）前回の懇話会のテーマの一つであった『議会の役割・責務について』に対する議会の見解の確認を、佐々木・杉本両委員にお願いしたが、その後の進捗は。
佐々木委員）現在、議会のコンセンサスを得るために調整中だ。次回懇話会で披露できるようにしたい。

◆意見交換

～テーマ1.『行政の役割・責務について』～

○行政の役割・責務について、首長、職員、あるいは執行機関等全体それぞれが、どのような責務を果たすべきかについて、別添資料のとおり事務局から説明したうえで意見交換を行った。

佐々木委員）行政の役割・責務は、首長、執行機関等全体、職員ごとに分けるのではなく、町全体として定めるべき。皆が1つという気持ちでやってほしい。

笈委員） 首長、執行機関等全体、職員それぞれに求められる法令遵守を果たすためには、首長、執行機関等全体、職員それぞれに役割・責務を分割すべき。

杉本委員）現在、町の取組状況は。

事務局) 施政運営方針を年に1回お示しし、行政の進むべき方向を明らかにしている。

また、コンプライアンスについては、他に例のない倫理条例を持っており、襟を正して公正にやっている。これは町長の改革の方向でもある。重要なお意見は条例の中に取り込んでいきたい。

大門委員) 首長、執行機関等全体、職員それぞれに役割・責務を定めるべき。何故なら、首長が交代したとしても、固定した役割・責務があると、首長の考え方によりまちづくりの方向性が転換・ブレてしまうようなことが、なくなる。また職員にも公僕として働くうえでの姿勢として、別個に役割・責務を規定してほしい。

谷口委員) 首長、行政組織それぞれに役割・責務を定めるべき。職員ならびに委員会等の執行機関等全体を行政として、ひとまとめにすればよい。

大門委員) 職員個人の不幸事がないとも言いきれない。また、職員の退職により、入れ替わる機会が頻繁な時勢なので、職員がどうあるべきかというノウハウを継承しやすいように、職員個人はこうあるべきという責務を規定したい。

佐々木委員) 細かに役割・責務を分けると、行政が縛られるような気がしていたが、分けるのであれば、首長、執行機関等全体、職員それぞれに役割・責務を定めるべき。

浅岡委員) 首長、執行機関等全体、職員それぞれに役割・責務を定めるべき。首長は常に（住民に）見られているが、職員もまた（住民に）見られている。住民と直接接し、ともにやっていく立場である職員はこうあるべきという自覚を促す意味でも、定めておくことが必要。

廣野委員) 首長、執行機関等全体、職員それぞれが役割を自覚するうえでも、分割した方がよい。

佐々木委員) 条文に規定するうえでは、東京都の事例であった『最少の経費で、最大の効果を挙げる』という文言は欲しい。

若生座長) 概ね、役割・責務は首長、執行機関等全体、職員それぞれについて定めるという方向性となった。ではそれぞれに対する役割・責務はどのようなものが考えられるか。

大門委員) 首長の役割は信託に応える。行政の役割は住民主権の尊重、情報開示、説明責任、透明性の確保、効率的な財政運営、住民ニーズの把握。職員個人の役割は、住民が主役という意識で職務の遂行をすることと、役所の研修課程とは別に、協働のまちづくりを進める意識をもって、自己研鑽に励んでもらいたい。

佐々木委員) 八尾市のような参画の機会の保障に係る条文について、市町村は参画の機会を保証するというのではなく、住民が自発的に始めたまちづくりの取り組みを支援する方向で良いのでは。あと、『持続可能な社会の実現』は役割に挙げてもらいたい。

寛委員) 経済動向の変化により行政の施策も変わるので、持続性は必要。役割につい

ては、首長は、方針を明らかにする、指揮監督、公正・誠実な行政運営。行政全体は、総合的な計画によるまちづくり。参画の機会の保障という文言は必要。

大門委員) 持続可能な社会を目指す条例にしたいが、それを住民に課するのは負担が大き
いので、役割を担うなかで、結果的に持続可能な社会が実現すれば良い。

谷口委員) 行政には、職員だけでなく、協働に関わる住民の人材育成、リーダーの発掘
という視点も欲しい。地域全体から広く人材発掘をするという視点があれば、参
画者が増えるのでは。

寛委員) 人材の育成に対応する意味でも、参画の機会の保障は必要。

若生座長) 職員については、どのような役割・責務が考えられるか。

佐々木委員) 公正・誠実な職務遂行と自己研鑽は必要。

杉本委員) 池田市のように『市民のために』という視点で、自己研鑽に取り組んでもら
えれば。

佐々木委員) 浅岡委員から、以前、窓口対応について指摘のあったように、親身になっ
てほしい。

浅岡委員) 機械的な事務処理だと、強迫観念があり、距離を感じるので、話し方・接し
方は自己研鑽して欲しい。

若生座長) まとめると、行政の役割は住民がまちづくりに参画する機会の保障であり、
まちづくりを遂行する職員個人は、住民への適切な対応のためにも、自己研鑽す
るべきという流れになる。

寛委員) 行政全体の役割の一つとして、情報公開も必要だ。

若生座長) 情報公開については、柏原市の例のような『積極的な情報公開』が望ましい。

～テーマ２．『条例の総則について』～

○条例を制定する目的、条例の他の法規範に対する位置づけを事務局から説明。条例内
の住民の定義については、過去の懇話会の意見を総合し、参考として、重要な意思決
定などの際には住民票を持つ人に住民の定義を限定する一例を事務局から提示。その
後、意見交換を行った。

大門委員) 住民の定義について、現行の総合計画では、住民・事務所・ボランティア・
大学、NPOなどの役割分担によるまちづくりという考えが挙げられているので、
総合計画と整合性のある定義としたい。

谷口委員) 大門委員の意見に賛成。まちづくりの局面に応じて、定義を使い分けると、
混乱する。

杉本委員) 実際のまちづくりの局面で、常に誰もが参加するとなると、そちらの方が混
乱すると思うので、重要な意思決定の際には住民の定義を使い分けるといふ但し

書きを条文に設けてみては。

若生座長) 必要に応じて、追記する形か。

大門委員) 参画対象となる住民については、個別条例や規則ごとに明記すれば良いのでは

杉本委員) 個別条例や規則ごとに異なる定義を入れると、煩雑になるのでは。

佐々木委員) これからの人口減少を考えると、参加メンバーの固定化は避けたいので、広く参加を求められるような広い定義としたい。学識経験者の人数枠もなくし、自由な参加を促したい。

寛委員) 住民の定義はきちんと決めないといけない。仮に住民投票が行われる際に、直接関係のない部外者が意思決定に加わることはないよう、大和市のように曖昧な定義としてはいけない。

若生座長) 仮に住民投票が必要となった場合については、対象は住民票を持つ者という形で規定すれば、防ぐことができるのでは。

大門委員) 今回、総合計画に基づき、河南町版まちづくり基本条例を制定するのであれば、総合計画における住民の定義と矛盾する内容になってはいけない。これから、住民の参画や協働を進めていこうとし、そこを到達点にするならば、大学生や事業者を住民の範囲に含めてよいのでは。

河南町版まちづくり基本条例では住民投票の条文は規定しないことが懇話会で確認済み。将来、住民投票条例を制定する時に、住民投票の対象となる住民を別個に指定すればよい。

寛委員) 河南町版まちづくり基本条例を他の条例にも影響する「最高規範」としてではなく、「基本」として位置付けするのであれば、住民投票が今の時点で必要ないという見解であることを踏まえると、総合計画に沿った住民の定義でよいだろう。

若生座長) 総合計画に沿った住民の定義とするのが、一番スッキリとしている。それでは、条例を制定する目的は。

谷口委員) 『持続的に発展可能な』といった表現のある、和泉市の条文が一番整った内容だ。

佐々木委員) 府内の事例だと、泉南市の『自主自立』、島本町の『活力に満ちた』等の表現も欲しい。

杉本委員) あまり、大きな目的となっても、ピンと来ない。総合計画の策定義務がなくなったために、将来、総合計画に代わるものとして本条例を制定するので、大きな目的となるということか。

若生座長) 将来、総合的な計画を策定する必要性は、以前の懇話会で確認がとれており、総合的な計画がなくなるわけではない。

大門委員) 総合的な計画は存続したうえで、別個に河南町版まちづくり基本条例が必要。河南町版まちづくり基本条例が総合的な計画に立ち替わるものではなく、協働の

まちづくりの足掛かりとなるものだ。

浅岡委員) 協働のまちづくりについて、住民に分かってもらうだけでなく、職員にも分かってもらうことを目的の一部に加えてほしい。

寛委員) 和泉市の条文例が、浅岡委員の意見にも沿った内容となっているので、好例だろう。

大門委員) 総合計画の中に「ともに協働するまち」という言葉もある。総合計画ともリンクするように目的を定めてほしい。

～テーマ３．『条例の理念・原則について』～

○条例制定の目的を達成するための基本的な理念や原則について意見交換する参考として、過去の懇話会で挙げられた意見を踏まえて、本町で考えられる一例を事務局から説明。ただし、意見交換については、次回懇話会に持ち越しとなった。

大門委員) 『議会の役割・責務について』、議会の見解が見えてから、意見交換をしないといけない。それと、今までの懇話会での議論の経過についての資料を、意見交換する参考に提供してもらいたい。

寛委員) 条例の基本となる理念や原則は、これまでの総まとめとなるので、これまでの議論を踏まえて、意見交換をしなければならない。

若生座長) それでは、事務局に過去の懇話会の経過についての資料を、次回用意していただき、それを踏まえて意見交換したい。

～テーマ４．『情報・説明について』～

○次回懇話会に持ち越しとなった。

～次回日程～

○６月２６日（水）、午後６時から。場所は役場４階大会議室北。